

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月31日

【発行者名】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【電話番号】 03-6205-1649

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** 米国小型株ツイン（資産成長型）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月12日付をもって提出しました有価証券届出書について、2021年3月19日実施の書面決議において信託を終了(繰上償還)することが可決されたことに伴う訂正事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(7) 申込期間

2021年2月13日から2021年8月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、2021年3月19日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、取得の申込みは2021年3月31日までとなります。

（繰上償還手続きの実施について）

当ファンドは信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の増加が見込み難しく、将来的な受益者の皆さまの利益が懸念される状況となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還を実施する予定です。

この繰上償還は、2021年2月16日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2021年3月19日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2021年4月2日をもって繰上償還を行います。

なお、2021年2月13日以降に、当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの取得申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

< 訂正後 >

(7) 申込期間

2021年2月13日から2021年3月31日まで

当ファンドは、2021年4月2日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(2) ファンドの沿革

2013年11月25日 信託契約締結

2013年11月25日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

< 訂正後 >

(2) ファンドの沿革

2013年11月25日 信託契約締結

2013年11月25日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

2021年4月2日 当ファンドの信託の終了（予定）

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託期間

2013年11月25日から2023年11月13日まで、もしくは下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

2021年3月19日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2021年4月2日までとなります。

(4)計算期間

(以下略)

<訂正後>

(3)信託期間

2013年11月25日から2021年4月2日までです。

当ファンドの信託期間は2023年11月13日まででしたが、信託を終了(繰上償還)することとなったため、信託期間は2021年4月2日までとなりました。

(4)計算期間

(以下略)

以上